

## アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

スタンレー企業年金基金（以下、当基金という）は、加入者および受給権者の最善の利益の観点から、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、本プリンシプルにおける全ての原則を受け入れます。

**原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。**

当基金は、年金給付の確実な履行を目的として、長期的観点から必要な運用収益の確保を図るため、年金資産の運用に関する基本方針を定め、資産運用委員会で審議し、理事会・代議員会における意思決定手続きに従って策定しています。また、経済・金融環境および年金財政の状況等を踏まえ、定期的に見直しを行います。

**原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。**

当基金は、資産運用に関する適切な意思決定を行うために、資産運用委員会を設置するとともに専門性を有する人材の確保・育成に努めています。

また、財務・経理部門等の人材活用、外部コンサルティング会社および運用機関の助言の活用、研修・セミナー等の受講を通じて、継続的に専門性の向上を図っています。

**原則３．** アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、分散投資を基本とし、運用目標の達成に向けて適切なリスク管理を行います。運用委託先については適切に選定し、定期的に評価および見直しを行います。また、運用委託に際しては利益相反の管理に努めます。

**原則４．** アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、ステークホルダー（加入者および受給権者）に対して周知すべく、基金ホームページや受給権者宛ての基金だより等を通じて、年金資産の運用概況や財政状況、運用方針等についての情報提供、開示を行っています。

**原則５．** アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を、投資先企業の持続的成長および中長期的な投資リターンの上上に資する取組を推進します。

以上